

くちんの議会



スマホなどでも
議会広報紙を
閲覧できます



議会中継は
こちらから
視聴できます



こんなこと決まりました	P.2
予算審査特別委員会報告	P.4
町政を問う 一般質問	P.6
常任委員会報告	P.20
特別委員会報告 / 議長室からこんにちは	P.22
新役場庁舎の紹介	P.23
町民の広場 / 編集後記	P.24



旧倶知安町役場本会議場（築55年）に感謝を込めて（令和3年4月21日）

町議会では

こんなこと決まりました

ここでは、令和3年2月から令和3年4月までに開催された定例会（第1回）・臨時会（第2回・第3回）で審議された内容について関心が高いと思われるものについて、いくつか報告いたします。

第1回 定例会

（3月8日から3月25日）

一般会計補正予算（第12号）を可決



主な事業については、新型コロナウイルス感染症に伴う各種事業の中止等が起因となる令和2年度事業で執行されなかった事業の補正（補正予算全体で286万円）を可決しました。

「観光商工課」に改め、「こども未来課」を新設

定例会最終日には従来の「観光課」を「観光商工課」に改め、「こども未来課」を新設する内容の一部改正が提案され可決されました。

なお、上記の課については令和3年4月1日より設置となっています。

一般会計補正予算（第13号）を可決



下記の主な事業において次年度（令和3年度）に繰り越して使用するための減額補正予算（補正予算全体で997万円）を可決しました。

- ・夜のお店応援プレミアム商品券発行事業・・・・・・・・・・309万円
- ・感染症対策等の学校教育活動継続支援事業・・・・・・・・・・520万円
（内訳：小学校費400万円、中学校費120万円）

教育委員会教育長の任命に同意

定例会最終日に町長より教育委員会教育長の任命の提案説明を受け、同意されました。

任期 自 令和3年4月 1日
至 令和6年3月31日

教育委員会教育長

むらい みつる
村井 満



<定例会最終日>

陳情第7号が厚生文教常任委員会へ付託となりました。

2件の意見書を可決

住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意見書

小中高全体で30人学級を早く実施することを求める意見書



1件の発議を可決

俱知安町議会会議規則の一部改正について

※議員の欠席事由に育児や介護等も認めるように幅をもたせるために改正



一般会計補正予算（第1号）を可決



令和3年度予算において、主に下記の事業に伴う補正予算（補正予算全体で2,116万円）を可決しました。

- ・消耗品費（災害対策費より支出）・・・・・・・・・・660万円
- ・ワクチン接種会場清掃業務委託料・・・・・・・・・・165万円
- ・燃料費（接種会場にて使用）・・・・・・・・・・104万円
- ・ワクチン接種会場用物品借上料・・・・・・・・・・103万円
- ・ワクチン接種会場用パーティション購入・・・・・・・・64万円
- ・予防接種健康被害調査委員会委員謝礼・・・・・・・・40万円
- ・ワクチン保管用非常用発電機購入・・・・・・・・・・27万円

歳入の内訳

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金・・・798万円

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費臨時補助金
・・・・・・・・1,317万円

一般会計補正予算（第2号）を可決



主に下記の事業に伴う補正予算（補正予算全体で1億4,853万円）を可決しました。

- ・地元のお店応援クーポン発行事業交付金・・・7,550万円
- ・くっちゃん経営持続化支援金・・・・・・・・・・2,450万円
- ・町民PCR検査助成金・・・・・・・・・・1,795万円
- ・倶知安町新型コロナウイルス対策信用保証料助成金
・・・・・・・・500万円
- ・倶知安町事業再構築サポート補助金・・・・・・・・500万円
- ・倶知安町感染予防対策備品購入補助金・・・・・・・・500万円
- ・倶知安町公共交通運行継続支援金・・・・・・・・118万円
- ・トレーニング室感染予防用空気清浄機購入・・・・・・・・49万円

歳入の内訳

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金・・・7,426万円

財政健全化基金繰入金
・・・・7,426万円

予算審査特別委員会報告

令和3年度の全ての予算及び関連議案を「可決」

令和3年度の一般会計、5つの特別会計、水道事業会計の予算及び関連議案について、議長を除く15名の委員で構成される予算審査特別委員会にて審査を行いました。

予算審査特別委員会は定例会初日の3月8日に設置、委員長に門田委員、副委員長に木村委員を選出し、9日から12日の計4日間で開催され、慎重なる審査が行われました。

なお、本委員会へ付託された議案の採決は下記のとおり。



<新年度予算の議案>

- 議案第1号 一般会計予算
・・・賛成多数で可決
- 議案第2号 国民健康保険事業特別会計予算
・・・賛成多数で可決
- 議案第3号 後期高齢者医療事業特別会計予算
・・・賛成多数で可決
- 議案第4号 介護保険サービス事業特別会計予算
・・・賛成多数で可決
- 議案第5号 公共下水道事業特別会計予算
・・・賛成多数で可決
- 議案第6号 地方卸売市場事業特別会計予算
・・・賛成多数で可決
- 議案第7号 水道事業会計予算
・・・賛成多数で可決

※ 上記議案名の「虻田郡倶知安町」及び「倶知安町」は省略しています。

<新年度予算に関連する議案>

- 議案第8号 財政健全化基金の費消について
・・・賛成多数で可決
- 議案第9号 公共施設整備基金の費消について
・・・賛成多数で可決
- 議案第10号 教育振興基金の費消について
・・・賛成多数で可決
- 議案第11号 国民健康保険基金の費消について
・・・賛成多数で可決
- 議案第12号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
・・・賛成多数で可決
- 議案第13号 国民健康保険税条例の一部改正について
・・・賛成多数で可決
- 議案第14号 地域福祉計画策定委員会条例の制定について
・・・賛成多数で可決
- 議案第15号 農地耕作条件改善事業分担金の徴収に関する条例の制定について
・・・賛成多数で可決

予算審査特別委員会では、一般会計予算・特別会計予算及び関連議案について款別（項目ごと）に質疑・答弁を行い、慎重に審議がされました。

各委員からの主な質疑については右記のとおり。

- ・財産管理費（町有地などの今後の利活用について）
- ・研修費（職員育成について）
- ・老人福祉費（高齢者に対する助成等について）
- ・児童館費（放課後児童クラブ等の運営について）
- ・予防費（新型コロナウイルスワクチン等について）
- ・環境衛生費（ごみ収集等について）
- ・商工振興費（飲食店等に対する支援について）
- ・観光費（観光振興に対する支援等について）

予算審査特別委員会の委員会審査報告

全ての議案について「原案可決」

（第1回 定例会最終日）

4日間に及ぶ特別委員会での慎重な議論を踏まえ、定例会最終日の3月25日には門田予算審査特別委員長より付託されたすべての議案について「原案可決」と委員長報告がなされ、定例会最終日に全ての議案について「原案可決」となりました。



門田予算審査特別委員長による委員長報告

＜一般会計予算に反対討論＞

原田 芳男 議員

令和3年度予算は、前年度予算より4億2,800万円減の103億9,700万円。提案された予算は多くの点で町民の暮らしを顧みないものとなっており、住民の暮らしを支えるという一番大事な目線に欠けた予算でもある。福祉ハイヤーの所得制限の廃止は未だに実現していない。重ねて所得制限を廃止し、制度創設の意義を守るよう求める。

町の予算は観光や商店、農業など産業推進と同時に町民の暮らしにどう関わるのかも大事な課題。町の政治の基本を顧みない予算であると厳しく指摘し、反対の討論とする。

＜一般会計予算に賛成討論＞

森 禎樹 議員

会派清流クラブを代表して討論する。予算編成においても厳しい財政状況の中、いつまでも住み続けたい町「くっちゃん」を基本とした町長の思いが各施策に込められていると推察出来る。

新型コロナウイルス感染症の影響により、本町の経済も大きな打撃を受けた。直ちに新たな財源確保の手法を含めた財源の検討、今まで以上に人材育成を行い、機構改革による効率的な行政運営を要望する。新庁舎で気持ちも新たに各々が能力を最大限発揮できるように意識共有・情報共有をしっかりと行い目的に向かって職務を遂行されることを期待する。

＜一般会計予算に賛成討論＞

鈴木 保昭 議員

新年度予算案は俱知安厚生病院の改築事業、新幹線建設事業の本格化に伴い、今後のまちづくりの第一歩である大切な投資的経費が増大するのが最大の特徴。

新庁舎が5月に開庁し、役場が新しくなったら職員まで笑顔で優しく親切になった、仕事が早い、町民は新しい役場での皆さんの働きに期待をしている。もう少し出来るものは出来る、検討しなければならないものは検討するとはっきりとした意思表示が必要だと考える。文字町長にはスピード感がみえる勢いが必要。以上、一般会計予算に対する賛成討論とする。

13 人の議員が 36 問の一般質問を行いました

一般質問 1 日目 (3 月 22 日)

富田 竜海 議員・・・7 ページ

- ① Noパーティ、Noコロナ宣言の内容精査は十分だったか
- ② アフターコロナを見据えた合理的な町政運営とは
- ③ 持続可能なまちづくりの実現に向けて

波方 真如 議員・・・8 ページ

- ① 防災訓練の重要性
- ② 空き家危険対策

作井 繁樹 議員・・・9 ページ

- ① with コロナ・アフターコロナ対策
- ② 企業・産業育成
- ③ 新駅周辺整備
- ④ 機構・意識改革

木村 聖子 議員・・・10 ページ

- ① 町政執行方針より「子育て子育て支援策の充実」
- ② 安心できるワクチン接種に向けて

会議録を閲覧するには、こちらから検索が可能です。



一般質問 2 日目 (3 月 23 日)

森 禎樹 議員・・・11 ページ

- ① 今後の農業政策について
- ② 町内交通体系について
- ③ 積極的な広報を実施するべきではないのか

門田 淳 議員・・・12 ページ

- ① 飲食店事業者等への支援策や経済対策支援について
- ② ふるさと納税について

田中 義人 議員・・・13 ページ

- ① 新型コロナウイルス感染症対策の強化を
- ② 役場の機構改革について
- ③ 景観形成地区内の開発について
- ④ 良好な開発を促す規制と地域経済活性化の両立を
- ⑤ 俱知安町に電子図書館を

森下 義照 議員・・・14 ページ

- ① 庁舎移転に伴う周辺施設・空き地の有効活用について

佐藤 英俊 議員・・・15 ページ

- ① 俱知安厚生病院第2期整備計画協定書について
- ② 観光行政にコンシェルジュを

一般質問 3 日目 (3 月 24 日)

小川 不朽 議員・・・16 ページ

- ① 公約（政策）の実現に向けて

笠原 啓仁 議員・・・17 ページ

- ① 『道の「核ごみ条例」』本町は遵守しますか
- ② 「町長附属機関の委員構成」議員枠廃止の作業を共同で
- ③ 「発達支援センター」施設更新に向け積極発信を
- ④ 「避難行動要支援者」対象者の個別計画はできていますか
- ⑤ 「教員の変形労働時間制」本町は導入しますか

原田 芳男 議員・・・18 ページ

- ① 俱知安町の観光と地産地消について
- ② 厚生病院の第2期整備計画への14町村の補助について
- ③ 国民健康保険の税引き上げや子どもの均等割の減免について
- ④ 学校教育について

坂井 美穂 議員・・・19 ページ

- ① 誰ひとり取り残さない地域包括ケアシステムの構築へ総合的に支援できる拠点整備を
- ② 新型コロナウイルスワクチン接種体制について



NO パーティー NO コロナ宣言の内部精査は十分だったか

町長 現状を深刻な事態と受け止め、町長独自の政治的判断で宣言

問

問 3月9日に「NOパーティー、NOコロナ宣言」がなされたが、その内容は？さんであり内容精査が十分ではなかった。どのように宣言内容の精査を行ったかを問う。

どのような権利、権限に基づいての宣言か。パーティーの定義は。日本国憲法第13条（幸福追求権）、日本国憲法第22条（職業選択の自由）、日本国憲法第29条（財産権）、同条第3項（適当な補償）これらの憲法との適法性は。宣言解除の要件は。

町長

どのような権利・権限に基づいて宣言をしたのかについて、新型インフルエンザ等特別措置法に定められている町対策本部長である町長の権限は非常に限定的なものであり、この法律に基づき緊急事態宣言を出すことはできない。

医療体制のひつ迫状態には至っていないが現状を深刻な事態と受け止め、何ら権利・権限に基づいたものではないが、町長独自の政治的判断で宣言をした。パティーの定義については、多数の感染者を出している多人数が集まり、密な状態で飲食やマスクなしでの会話が行われている場面を日本人・外国人、世代を問わず伝わりやすい表現での言葉は何か検討した結果、パティーという言葉で表現した。

日本国憲法との適法性については指摘のような憲法により規定されている権利を侵害するものではないと考えている。宣言解除の要件については、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく感染防止

行動の協力要請などを勘案し、総合的に判断する。

問 地方公務員法第35条（職務に専念する義務）「職員は、法律または条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職務執行のために用い、地方公共団体がなすべき責を有する勤務にのみ従事しなければならない。」と定められている。何ら条例や法的根拠もない宣言発信業務

町長

に担当課が当たっている。これは同条に反していないか。地方公務員法第13条（平等取り扱いの原則）「全ての国民は、この法律の適用について、平等に取り扱わなければならない」（中略）政治的意見もしくはは政治的所属関係によつて差別されてはならない。」国連では「差別には複数の形態が存在するが、その全ては何らかの除外行為や拒否行動である。」と定めている。今回の宣言は幅広い意味でのパーテイーそのものの除外行為や拒否行動であり、政府・東京都・札幌市等も適法性の観点から全面的な禁止ではなく、時短や人数に制限をかけた上で協力を支払っている。それでも足りないと言われている。なのにも関わらず、町長はその行為の全てを問答無用で拒否した上で何ら法的裏付け、補償、解除要件も無し。明らかにずさんではないか。

さまざまな法解釈について指摘があったが、現在すぐ即答出来ないで、今後調査・

確認をしていきたい。

また、事業者から訴えられた場合の対応について、あくまで要請であり法的な拘束力がない中でお願いをしているが、訴えについては絶対ないとも考えられないので専門的な弁護士に相談し対応をしていく。



 県知安町からのお知らせ
新型コロナウイルス感染症非常事態



**NOパーティー
NOコロナ宣言**



Declaration of
"NO more Parties,
NO more COVID-19
spreads"



県知安町では、この3月4日現在11回以上の新型コロナウイルス感染が確認されました。
 この小さな町にとって、また貴賓に隣りた感染の予めをさす知安町向にあって、
 今は、まさに「深刻な事態」です。
 クラスター発生の大きな要因の一つが、数人から数人でのパーティーでの集会です。
 「自分を含め、大切な人を含め、集会や社会をまもる!」と、
 知安町ではここに、
NO パーティー NO コロナ宣言 を行います。
 知安町民及び知安町内を来訪する方にお願いしていることに
 「パーティーしない、させない」行動を強く求めます。

In Katsuragi Town, four Clusters of COVID-19 cases have occurred over the last
 two months.
 As the small town and the town aiming to be a renowned international resort,
 Katsuragi Town is in a serious situation right this moment.
 From small to large-scale social gatherings are the chief factors to trigger a
 cluster of COVID-19 infections.

To "Prevent ourselves, Protect our local area, and Protect our community and
 society"
 Katsuragi town hereby declares
"NO more Parties, NO more COVID-19 spreads".

We all residents in Katsuragi Town and all visitors in Nooka Area, Katsuragi Town
 expect you not to attend or give parties and prevent anyone from partying.

March 3, 2021
 Mayor of Katsuragi Town

2021年3月9日 県知安町民 文豪 一志

2021年3月9日 知安町民 文豪 一志



波方 真如 議員

町民にも参加していただけるような防災訓練を実施するべき 町長 感染症が収束した後は、より多くの町民が 参加した形で防災訓練を検討している

問

はじめに、私は成長と共に防災に対する意識が低下していくように感じているので、防災訓練の重要性について質問する。

今年は、新たな防災拠点の整備が役場新庁舎で行われ、防災備蓄品についても各指定避難所に分散保管するほか、役場分庁舎を防災備蓄倉庫として活用できるよう進める予定なので、慎重かつ迅速な作業が必要となる。

そして、新たな物資輸送方法や避難場所での対応を考えなければならぬ。「釜石の奇跡」から学び、町民にも参加いただけるような防災訓練を実施するべきだと考えるが、町長の見解を伺う。

答 町長

「釜石の奇跡」は、子どもたちが単に運が良かったからというのではなく、この地域で日頃から行われていた防災教育を学んだ子どもたちが自分達の普段から行っている行動を当たり前に実践した結果が起きたものと言われている。

町民の避難行動のあり方としては、釜石の奇跡などの尊い教訓に学び、子どもから大人まで自分で自分の命は守れるよう意識づけすることが何よりも大事である。

町民一人一人が、本町で起こり得る洪水や地震などの災害を自らがイメージし、避難行動のシミュレーションを行い、それぞれの避難計画を立てていただく。

そして、実際に現地で避難場所や避難所、それに至る経路の状況などを普段から



確認していくべきである、そうしたことが必要だろうと考えている。町としては、防災訓練や啓発活動などにより、町民一人一人の防災意識を高めていけるよう努めていく。新型コロナウイルス感染症対策を徹底の上で自主防災組織単位といった少人数での講座、そして避難所運営訓練の実施を今年度考えているところ。

今後、全国にワクチンが行き渡り、新型コロナウイルス感染症が収束した後は、本町で起こり得る災害を想定し、より多くの町民が参加した形での避難や避難者主体による避難所運営、更には消防・自衛隊などの各種防災機関が参加しての防災訓練を検討しているところ。

空き家危険対策

問

本町における空き家危険対策について空き家の現状、特定空き家の有無、新しい支援制度について伺う。

答 町長

現在、町内においては43軒の空き家があり、空き家率は0.8%と把握しているところ。現在、特定空き家の基準により認定されている軒数はゼロであるが、空き家のうち、危険な家屋として経過を観察中のものが16軒ある。

俱知安町空き家等対策計画においては、高齢者の居住に適した専用住宅の建設と住み替え支援を促進し、高齢者が住んでいた空き戸建て住宅を子育て世帯に提供するなど、関係各課と連携・検討し、新年度からは地域有料賃貸住宅制度と共に連携することによって、新たな空き家を増やさないよう取り組んでいく。



作井 繁樹 議員

まち会社支援、資金調達でも総合調整機能を果たすべき

町長 商工会議所と同じ覚悟、同じ温度で進める

問 新駅周辺施設のあり方検討業務に伴う検討委員会は、駅舎デザインコンセプト検討委員会をベースに、構成団体をさらに拡充し高架下の有効活用なども含め、より各論的な方針を示すべき。

答 町長

（仮称）北海道新幹線倶知安駅周辺整備推進委員会を新設。新駅駅舎に隣接し、高架下などに整備を検討している都市施設へ導入する観光案内所、待合室及びトイレといった具体施設の内容、規模及び配置などの基本計画を策定する。

問 これがキモ、しっかりと。

答 町長

建設、開業までを見据えた発想の委員会に。

問 石蔵倉庫周辺の土地利用についてのJAようてい・商工会議所との協議では、多角的な観点での議論と本町の戦略的な姿勢を期待している。

答 町長

JAようてい所有の石蔵倉庫周辺は、北海道新幹線倶知安駅の開業、後志自動車道倶知安インターチェンジの開通によって、新幹線や高速道路を利用して本町を訪れる人々のみならず、本町に暮らす住民にとっても極

めて利便性が高い位置となる。有効に活用していく方策を見出したい。

問 協議の進め方は。

答 町長

3団体で構想的な絵柄を急いで洗い出した

問 商工会議所がまち会社準備室を開設。新駅周辺施設の運営を担うことにもなるであろう、まち会社の発足に向けても積極的な支援が必要。資金調達においても本町が総合調整機能を果たすべき。

答 町長

行政、事業者、地元団体、町民の連携が何より不可欠。こうした商工会議所の動きとも連携しながら、新駅駅舎や駅前広場などの整備、まちなかの賑わい創出に向けた取り組みを推進。商工会議所と同じ覚悟、同じ温度で進めなければならない。



在来線移設工事の様子（令和3年5月14日 撮影）



木村 聖子 議員

土曜保育完全実施、日曜保育等のサービス拡充は 町長 新規の奨学金返還支援事業、 一時金給付事業で保育人材を確保

問

令和3年度の町政執行方針の重点施策のうち、「子育て子育て支援策の充実」において課題が残っていた保育士の確保策について、新規に行う二つの事業により幾分の進歩が期待できるが、町長の任期の折り返しに当たり、子育て子育て支援策について伺う。

① 公約でもある「くっちゃん子をみんなで育てる」の進捗状況と見通し。

② 新規事業「保育士等奨学金返還支援事業」について。

③ 新規事業「保育人材確保一時金給付事業」について。

答 町長

① 後志管内の町村で唯一、俱知安厚生病院に産婦人科医が常勤している。現在の体制維持に努める。

二つの認定こども園の土曜保育改善策として、新年度から俱知安保育所で土曜保育を実施する。延長保育や日曜・祝日の保育実施要望が多いので、認定こども園での土曜保育の完全実施と町内の保育士や保育教諭の確保に向け、新年度から新たに保育士、保育教諭確保事業を行う。

また、新年度「こども未来課」を設置し、町の子育て子育ての施策をさらに前進させる。

② 保育人材の確保、就業の継続及び町内定着を目的として、年間24万円を限度に奨学金返還を支援する。

助成対象者は、町内私立認定こども園及びくっちゃん保育所に勤務する保育士など。

問

現在土曜保育を実施していない私立2園の受け入れの準備も必要かと思うが。

答 福祉医療課主幹

設計に当たり町内私立3園と打合せをした。最終的には3園で土曜保育を実施してもらいたい。そのことは2園は承知している。

安心してできるワクチン接種に向けて

問

ワクチン接種は感染の拡大や病床の逼迫、重症者数の大幅な低減を目指す唯一のものと考える。安心して接種に臨むために不安要素を低減することが重要。

① 世代交流センターで集団接種を予定しているが、1日に何名程度の接種が可能か。
優先接種者・一般それぞれの要する期間は、
② 接種日は、個人が自由に選べるのか。割り当てか。
③ 副反応を心配している方も多いので、正

答 町長

しい情報により接種有無の判断をすることが重要。結果として多くの方がワクチンを接種できる環境が望ましいが、ワクチンを正しく理解するために、現在考えている情報提供の方法は。

① 65歳以上が約3900名、16歳以上64歳以下が約9400名。まず65歳以上及び高齢者施設の従事者から進める。当面はファイザー社製ワクチンを安全に温度管理するために集団接種で行い、1日約200人から250人程度となる。

ワクチン入荷状況で大きく変わるが65歳以上及び高齢者施設従事者は5月上旬頃開始し、2、3カ月程度で2回実施する見込み。64歳以下は早くても7月頃に開始し、年内の終了を見込む。

② ワクチンの温度管理や無駄を省くため、65歳以上は日程を割り当てる。通知日程で都合の悪い場合はコールセンターで日程変更ができる。64歳以下では、基礎疾患のある方の優先接種やワクチンの種類が増えるので、個別接種を視野に検討する。決定次第、スケジュールと共に周知する。

③ 免疫を獲得する過程で、少なからず副反応が発生する場合がある。正しく理解することが不安軽減への支援に繋がると考える。町のホームページ・広報紙・町内会回覧や新聞へのチラシ折り込み等、さまざまな方法を活用し周知を進める。

不安に対する問合せは、コールセンターでの相談を含め、役場福祉医療課においても丁寧な対応をしていく。



森 禎樹 議員

日頃一番感じるものは、行政と農業者の距離がすごく遠いということ

町長 お互いにコミュニケーションをしっかりとっていくことが基本姿勢

問

本町の農業に対する町長の基本的な認識、見解を伺う。

- ① 本町における農業の現在の位置づけ、今後の位置づけは。
- ② 本町の農業が抱える問題点と解決策は。
- ③ 農地保全、水利保全についての見解は。
- ④ 景観計画における農業の役割、位置づけは。
- ⑤ 農業政策についての町としての考え方は。

答 町長

① 本町の基幹産業である農業、平成30年度の産出額34億円となっており、地域経済を牽引する存在。また、広がる豊かな里山風景とその恵みである生産物は、観光と連携することで世界に誇れる国際リゾート地を目指す本町の大切な地域資源。俱知安町の農業は、基幹産業としてこれからも次世代に確実に引き継がれていかなければならないもの。

② 課題の一つとして農業者の高齢化や減少があるが、離農後の農地は令和2年度において約92%の集積率で担い手に利用集積されており、耕作放棄地などについては大きな問題となっていないものの、将来を見据えて新規就農者の育成をはじめ、担い手の確保に努めていく。

更に、近年増加している自然災害が農業経営に与える影響を心配している。平成30年の豪雨災害時には、無人ヘリコプターによる防除に係る経費について一部助成した経緯があり、今後も必要に応じてしっかりと対応していく。

有害鳥獣による農業被害については、近年

農業生産に顕著な影響を及ぼしていることから、猟友会等の駆除活動に対する補助、有害鳥獣防止器具の購入等に対する補助の予算を増額し、農業被害防止に対応する。

③ 農地保全については、農業委員会において農地を利用調整するとともに、農地転用による規制の理解を促してきた成果であると認識している。集積される農地は、農地法や農業振興地域の整備に関する法律により、乱開発が農地に及ばないよう法的に保護され、土地開発事業に対して適切な指導を実施している。

また、国の経営所得安定対策事業をはじめとした補助の対象ともなっていることから、これらを活用し引き続き農地保全に努めていく。水利保全については、本町全域に張り巡らされた水利施設の機能を保全し、先人が築いた大事な農業基盤を後世に引き継いでいけるよう取り組んでいる。

現在、5つの保全隊が行う活動を支援する多面的機能支払い交付金事業や、八幡幹線排水路改修事業を取り進めているが、今後は中後志地区国営灌漑排水路事業、俱知安土地改良区が行う農地耕作条件改善事業、これらへの補助、また瑞平川の土砂上げ等、さまざまな事業を展開する予定。

④ まちの景観に大きく関わるものとして5つの景観特性を挙げており、その二つに農業を位置付けるとともに基本方針案においても町民やこのまちに関わる事業者などが農業との係わりを広げ、身近なものという意識を高めていくこと。

また、まちの自然と暮らしの二つの豊かさを印象付ける農業景観を大切にすること。これらを方向性として位置付けるべく検討

を進めている。

⑤ さまざまな課題がある中、農業者が意欲的に生産活動を継続していくために必要な支援や一般のコロナ禍をはじめとする社会情勢の変化等への対応について、関係機関や生産者と協議し、しっかりと取り組んでいく。





門田 淳 議員

甚大な影響を受けている飲食店事業者等への具体的な支援策は 町長 新年度の早い時期に新型コロナ対応の補正予算を提案したい

問

地方創生臨時交付金の第3次交付金の繰り越し合計1億875万1000円分や、令和2年度のコロナ禍の影響で出来なかった事業など、不用額分の合計積立金3億643万8000円を活用しての支援策や経済対策について伺う。

①甚大な影響を受けている町内企業、特に飲食店事業者等への具体的な支援策は。また、補正予算での対応も考えているのか。

②新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を実施しながらも経済対策も必要と考えるが今後の具体的な経済対策は。

答 町長

①町内経済に大きな影響を与えているところであり、特に飲食店事業者にはダメージが大きいところで国や道の支援よりも早いタイミングでの町独自の支援が必要であると考えている。

②地域経済の疲弊をこれ以上招かないためにも、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策をしつかりと実施しながら地域経済を回していく必要があるものと認識している。

地元のお店応援クーポン券事業については実施時期や事業規模について現在検討を進めている。

新年度の早い時期に新型コロナ対応に係る経済対策事業の補正予算を提案したい。

問

①昨年度の取り組みや成果について。
②使い道についてのこれからの考え方。

③新年度の取り組みについて。

答 町長

①収入額は2億6801万円、令和元年度決算額の11・8%の増。取り組みや成果については、返礼品発送についてより迅速に寄附者の方へお届け出来るよう努めてきた。

本町に対してふるさと納税が出来るサイトを令和元年度より4カ所増やし、令和2年度から一部のふるさと納税サイトにおいて有料広告をうつてきた。

ふるさと納税について



②これまでの手法に限らず、当該年度中の寄附額をいづれかの事業経費に直接充当する形で活用も検討している。

また、新型コロナウイルス感染症にかかるとる施策に充当するなど、機動的に対応しなければならぬ事業の財源として活用していく。

③厳しい財政事情の折、これまで以上にふるさと寄附金は貴重な財源になっている。その活用については、町民の皆様に納得いただけるよう常に意識しながら取り進めていく。





田中 義人 議員

倶知安町に電子図書館を

教育長 町長部局と連携し、早期導入に向け前向きに検討

新型コロナウイルス感染症対策の強化を

問

大阪府寝屋川市をモデルとした情報発信、行政サービスを

答 町長

町のHP、フェイスブック、防災無線などを活用し注意喚起を行っている。また、後志総合振興局、商工会議所、観光協会と連携して啓発活動も進めている。

大阪府寝屋川市をモデルにした情報発信の改善は、保健所を持たない本町では限界がある。しかし、学ぶべき点が多く、個人が特定されぬよう配慮しながら感染拡大防止の情報を伝えたい。振興局には、一定規模であれば市町村名を公表することなどを提案している。

今後は、検査後自宅待機中の方への配食サービス、福祉関連施設、飲食店、宿泊施設の従業員等へ希望者についてPCR等検査の実施準備を進める。

答 教育長

文部科学省の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルなどを上回る対応を心掛けている。都道府県で対応の差はあるようで、生徒が罹患した場合、道の方針で学校名の公表はしないよう保健所から言われている。

学校授業のライブ配信の検討については、

タブレット端末などの整備が整ったところ。これから情報取り扱いルール作成や職員の研修など取り組んで進めていく。

景観地区の開発規制と地域経済活性化の両立を

問

秩序ある開発誘導のため、開発行為許可権限を北海道から移譲を受け

答 町長

これまで景観計画策定準備、準都市計画区域、景観地区の見直しに向け検討会議を開催してきた。

景観計画に位置付ける方針などを根拠に、環境保全や土地利用コントロール等と連携させて秩序ある開発誘導に繋げていきたい。権限移譲については、定期的に意向調査の紹介を受けているが専門知識を有した専属職員が必要となることから、慎重な判断が求められる。

問

「町道ひらふ温泉郷線」の道路整備の可能性と開発行為許可が出た経緯について。

答 町長

最大勾配10%を超え、道路幅員4メートル



仮にロードヒーティング施工だと工事費や用地費を含め12億程の試算結果

に満たない区間があり、ロードヒーティングが最良との調査結果。
しかし、工事・用地取得・ロードヒーティングの維持などに多額の費用がかかる。整備した場合は、今後の開発行為に大きな影響を及ぼすこととなるため、慎重な議論が必要。温泉郷線沿線の開発許可は北海道が行ってきた。道路管理者である倶知安町と協議を行い、道路管理上の懸念（勾配・幅員・除雪対象外の区間があることなど）、開発行為実施による周辺への影響など意見を述べた。



森下 義照 議員

新庁舎移転に伴う周辺施設の有効活用について

町長 個別方針の策定、総合的な視点で検討する

問

サン・スポーツランドの今後の活用について

分庁舎について、1階は発電機、給水タンク、ストーブなど重量な物を置き、2階には毛布、アルミマット、段ボールベッドなど軽量の避難用品などの物品の保管場所として活用する。

答 町長

問

分庁舎の全体的活用について

保健福祉会館については、各種健診を行う施設として必須な事項で診療所として北海道から許可を受けている施設であり、今後も乳幼児健診、成人健診、ベビークッキングスクール、パパ・ママ学級、健診後の相談、育児相談等の医療関係の施設として活用。また、社会福祉協議会事務所の確保と町の健康医療センターとして活用し、残りの200平米を総合的な活用にと検討している。

答 町長

問

保健福祉会館の内部活用について

新年度、町長及び教育長の執行方針では庁舎移転については広い視野で検討するとあるが、本来は骨格が決まり、該当する部署に計画を立てさせ、円滑な移転体制になっていることだ。これからの検討では対応が遅れているとしか理解できない。以下について町長・教育長に伺う。

答 町長

サン・スポーツランドの観光課は、地域連携DMOであるニセコプロモーションボードの事務局、更には地域DMOの倶知安観光協会の事務局が執務しており、民と官の観光担当が近くで業務に当たること、より密な連携を果たして合理的な観光振興に取り組まれるため、現時点では引き続き、サン・スポーツランドで業務に当たるので、空きスペースは出ない。

問

旧東陵中学校跡の活用について

答 町長

語学教室や福祉施設など活用申し込みがあったが、改修費が高額となるため、いずれも断念された。今現在、活用方法が見出せず困難と考えている。しかし、今後、建物の利活用の観点だけでなく、利便性の高い優位性を生かした土地利活用にもしっかりと個別方針を策定していく。

問

図書室、絵本館、デイサービスセンターの活用について

答 教育長

老朽化が著しい施設ということで、隣接する絵本館、図書室など移設の最適な配置について協議・検討しているが、付加価値となる部分が機能的に移転するには難しい状況のため、現時点では解決策が見出されていない。いくつかの部署や町長部局とも横断的、統合

的な案を立案協議したところ。

想定を超えた課題もあり、今後も財政的に有利な手法なども模索しながら十分に協議を行っていく。

問

町営プールについて

答 教育長

大規模改修または建て替えなどの比較検討を前提として、建物診断調査を実施する。

令和3年度のプール使用が不可能となるため、代替えとして民間プールの活用を調整している。出来るだけ早期に方向性を出せるよう努めていく。

問

旧みなみ保育所跡地の活用について

答 町長

令和3年度で分譲測量を委託し、宅地分譲の可能性を検討している。子育て世代などの定住促進に繋がると考えている。

問

各項目について答弁があったが、保健福祉会館は、デイサービスセンターを含む医療会館として。また、町民が一番望む図書室、絵本館の改善策。旧東陵中学校跡を含む公有地の利活用について再度伺う。

答 町長

施設維持管理についてはご指摘があったとおりであり、全て各項目に当てはまるものと思うが、やはり総合的な視点をもつてしっかりと利活用について検討を進めていく。



佐藤 英俊 議員

協定書に14町村の負担金を担保する条項を入れる考えは

町長 協定項目に一文加えて済むものではないと認識している

倶知安厚生病院第2期整備計画協定書について

問

本町は令和3年度の整備計画に関わる負担金2億5712万2千円を計上し、今後完成までの期間、14町村と締結している協定書に基づき、負担金を支払うことになる。倶知安厚生病院の土地・建物の不動産所有者は北海道厚生農業組合連合会となっており、将来厚生連の事情が大きく変化し、倶知安厚生病院撤退の事態になった場合、協議会に対し不動産の無条件無償譲渡など、厚生連と締結する協定書に14町村の負担金を担保する内容の条項を入れる考えはあるか。

答 町長

現時点での協定内容の案としては、5つ目に「この協定にないもの、または変更が生じる場合」の別途協議。協定の締結日は、全ての関係町村の予算について議決された日以降とすることが確認されている。不測の事態には、協定の5つ目にある「この協定にないものまたは変更が生じる場合の別途協議」に該当するものということで、関係町村及び厚生連により協議することとなる。

しかしながら、このような種の事態となれば、この協定項目に一文加えただけでは済むものではないというふうに認識している。地域医療をどうやって守っていくかという大変大きな根本的な問題に関与するところ。建設費の負担によって改築が実現し、北海

道厚生連も地域に総合病院、地域センターを担うのだという覚悟をいただいた。関係町村長は、その地域医療を守る、住民の命と健康を守っていくのだといった覚悟を持って今日までこの事業着手にたどり着いているところなので、ご理解のほど宜しく申し上げます。

観光行政にコンシェルジュを

問

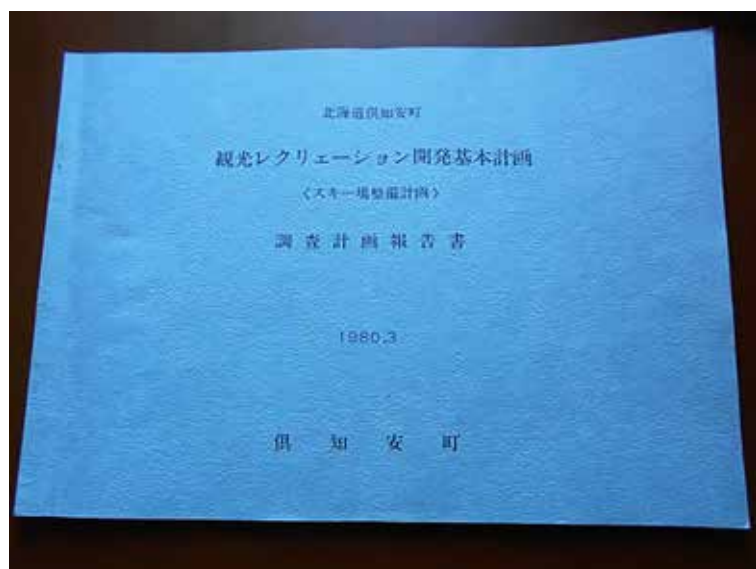
職員が全ての住民の立場になり、観光事業者、そして観光客と住民の問題解決の役割を担い、課題解決を積極的に推進することで観光地としての成熟度が増すことになるかと私は考えている。

今般、観光課が観光商工課と改められ、従前の観光行政と商工労働・企業誘致係がともに業務を担うことになる。この機会に縦横無尽、遊軍的な業務を中心とした仕事を通し、素早い観光問題、課題解決に関わることを目的としたコンシェルジュとして観光行政の業務を担わせる考えはないか。町長の見解を伺う。

答 町長

行政担当者では、専門性の構築が難しいほか、異動により人の繋がりがリセットされがちであるということが足かせになるという点、実は国と旅行業の関係者のようなレベル間でも議論に挙がる人が多いと聞いているところ。将来的には行政の観光担当者はDMO

の補助金の執行管理、または役場各所や関係機関との橋渡し、国等への各種申請のサポート、行政側が担当すべきインフラ整備などに業務が絞り込まれていくものと思われる。お互いの長所を生かしながら諸課題の解決に寄与し、観光振興の全体的な動きの中で議員のご提案いただいているようなコンシェルジュ的な役割が達成され、観光振興・人材育成を継続的に行うことが出来ればと考えているところ。





小川 不朽 議員

町長の公約（政策）の実現に向けて

町長 こども未来課を新設し、子育て・子育ての施策をさらに前進させていく

問

本年は町長任期折り返しの年である。町長は公約の一つに「くっちゃん子をみんなで育てる」として、「妊娠・出産から成人まで、一貫した俱知安独自の『子育て・子育て』方針のもと、くっちゃん子条例を制定します。」

「現在の保健福祉会館に、絵本館に代わるくっちゃん子センターを開設。隣接する公園も活用し、四季を通して学び遊べる新たな居場所をつくります。」などを掲げている。これら町長が掲げる政策のグランドデザイン（全体構想）と政策の具現化に向けた進捗状況について伺う。

答 町長

この政策は、①「妊娠・出産から成人まで、一貫した俱知安町独自の子育て、子育て方針のもと、くっちゃん子条例を制定する」、②「くっちゃん子センターの開設」、③「俱知安厚生病院における周産期医療の確保、充実」、④「多様な雇用形態やライフスタイルを支える保育環境の整備」、⑤「地域の特性を生かし、世界で活躍できる子どもの育成」となっている。

「くっちゃん子条例」制定の進捗状況について、本年度は妊娠・出産から成人までの各年齢で、本町が実施する事業をとりまとめ、全国の「子育て条例」の研究、子育て関係団体や年代層ごとのヒアリングを実施しているが、コロナ禍ということもあり、なかなか思うようなヒアリングができなかったこともあり、これらは新年度も継続して実施し、まち独自の方針案を定めることとしている。

問

①町長が言う「俱知安独自の子育て・子育て方針」とは。

②町長が言う「くっちゃん子」とは。

③制定を目指している「くっちゃん子条例」の上位法令をどのようにおさえているのか。

④「くっちゃん子センター」の設置は保健福祉会館の隣接するちびっこ公園をも包括した「子育て・子育て」の拠点と捉えていたが。

⑤こども未来課の新設と、この「子育て・子育て」政策にどう関わりがあるのか。

答 町長

①子育ては、親ばかりで頑張るのではなく、町民や地域総出の子育て・子育て支援というものを進めていきたい。

②「くっちゃん子」とは基本的には俱知安で今現在成長している子ども達を指すが、これからの議論を進めていく中で定まってくるので、私自身が勝手に定義づけるものではないと認識している。

③この「子育て条例」に関しての上位法令は、特に決まったものはない。今、全国の約30

「くっちゃん子センター」について、新庁舎完成後の保健福祉会館の跡利用と老朽化が著しい絵本館への対応として考えていたが、子育て世代をはじめ、町民全体の利便性と事業費など、現在、総合的な検討を行っているところである。

新年度から、こども未来課を新設し、本町の子育て・子育ての施策をさらに前進させていく。

自治体ほどが「子育て条例」を制定し、子どもの権利に関する条項や虐待防止の条項を盛り込んでいる自治体は多い。本町の条例に盛り込むか否かも含め、素案づくりがなされていく。

④「子どもセンター」について、移転した際には四季を通して学び、遊べる新たな居場所として「くっちゃん子センター」を提案している。移転計画がしつかり出来れば拠点となり得る。

⑤福祉関係として「こども未来課」という課を設置するが、教育関係とどうかまさせていくかというところもしっかり精査する必要があるが、やれるところはまずは一歩ずつ進めていくということで、こども未来課を新たに設置する。



新庁舎「こども未来課」



笠原 啓仁 議員

「道の『核ごみ条例』」 本町は遵守するか

町長 遵守する、本町として受け入れ検討の余地はない

問

道の鈴木知事は先日の定例道議会で、核のごみは受け入れがたいとする道条例を道内の全ての市町村に遵守して欲しいと訴えた。本町はこの鈴木知事の訴えを受け止め、道条例を遵守するか。

答 町長

私達は本町の豊かな環境を将来に引き継いでいく責務を有している。このことから本町としては、核のごみは受け入れ難いとの道条例を遵守するものであり、本町での核のごみ受け入れに関しては、現状において検討の余地はないものと考えている。

『町長附属機関の委員構成』 議員枠廃止の作業を共同で

問

2年前の6月定例会で町長は町長附属機関の議員枠廃止について、「議会と一緒に4年かけて進めていくことには大賛成だ」と述べた。

廃止には条例改正が必要な場合もある。議会と町・教育委員会が共同で作業を進めなければならない。町長、教育長の見解は。

答 町長

議員枠廃止に向け、必要となれば条例改正等の手続きに取り組むという考え方は今も変わっていない。町として各附属機関の本来的機能を損なうことなく各委員が活発で自由に議論出来るような機関形成に向け、検討を重ねていきたい。

答 教育長

議員が提案する趣旨については十分理解したので、町長部局と情報を共有し同様に対応していきたい。

『発達支援センター』施設更新 に向け積極発信を

問

2018年の12月定例会で当時の西江町長は「本町として施設の増築、また新設等の施設整備が必要な時期だと考えている」と述べた。それから3年が過ぎた。この間、施設更新に向け関係町村との間でどのような協議が行われてきたのか。

答 町長

前町長答弁から3年が経ったが、今日に至ってしっかりと取り組まれていないことを大変反省している。今後は羊蹄山麓町村長会議の場などで積極的に発信していきたい。担当課長会議の中でも具体的な検討を進めていきたい。

『避難行動要支援者』対象者の 個別計画はできているか

問

東日本大震災から10年が経った。「災害弱者」と呼ばれる住民に対する「避難行動要支援個別計画」の策定に関して、以下の点はどうなっているか。

- ① 「避難行動要支援個別名簿」について。
- ② 「避難行動要支援個別計画」について。
- ③ 「名簿」「個別計画」の活用について。

答 町長

①名簿の対象者は1497名で情報提供に同意された方の情報については避難支援者へ提供し、災害時において円滑な避難支援が行われるよう進めている。

②①の対象のうち、個別計画を策定している方が436名。残りの方々についても早急に個別計画の作成を進めていく。

③情報提供に同意された方の情報については、事前に消防や警察といった避難支援機関に提供することが出来る。同意されていない方についても災害発生時や災害が発生する恐れがある場合、支援機関に提供することになっている。

『教員の変形労働時間制』本 町は導入するのか

問

- ① 学校現場で導入する場合の流れ。
- ② 本町は制度を導入するのかどうか。

答 教育長

①変形労働時間を設定するための業務員の勤務実績調査↓具体的な労働時間や対象期間などの決定↓就業規則の整備↓労使協定の締結↓労働基準監督署への届け出↓変形労働時間制の導入と職場内への周知↓適正な運用と給与の支払い、ということになっている。

②当面は本制度を導入する予定はない。導入によるメリットよりも事務量の増大をはじめ、教職員の新たな負担や不安が発生する懸念が大きいため。



原田 芳男 議員

地元調達を進め、地産地消に力を入れるべき

町長 地元産品の使用を積極的に後押ししていく

俱知安町の観光と地産地消について

問

①俱知安町の観光については観光協会を柱にして進めているが、各町村やニセコプロモーションボード（NPB）などとの連携が十分とはいえない。今後の観光振興の考えを伺う。

②観光と地域産業との有機的結び付きが大事。食材や資材の地元調達が進められることが観光振興へのなお一層の理解を深めるのでは。地産地消に力を入れるべきと考えるが町長の考えを伺う。

答 町長

①周辺自治体との連携については、共和・岩内・蘭越・ニセコ・俱知安でニセコ山系観光連絡協議会を作り、ニセコエクスプレスの発行など、連携して観光振興を進めてきた。ニセコのリゾートエリアとしては蘭越・ニセコ・俱知安とNPB及び3町の観光協会でニセコ観光圏を構成して進めている。多くの観光客がニセコで楽しんできたと思われるよう、また、アフターコロナへの対応やグリーンシーゾンの底上げなど取り組んでいく。

②さまざまな業種の事業所もあり農業も盛んな本町において、当てはまる考え方。観光事業者においても地域の特性を前面に取り組んでいる。町としても後志総合振興局と連携しながら地元産品の使用を積極的に後押ししていく。

厚生病院の第2期整備計画への14町村の補助について

問

厚生病院の第2期整備計画に14町村で33億1400万円の負担をし各町村の負担を決めたと報告されたが、厚生病院から町村の補助を受けるに当たっての見積書はどうなっているのか。また、国からの補助の見通しや設計図などは示されたのか。本町の負担額はいくらののか。

答 町長

厚生病院からの補助申請に係わる書類については、基本設計の中間報告として配置計画・全体スケジュールの報告を受けた。積算根拠については整次第所管委員会へ報告する。本町の負担額は中間報告に基づいて本町の負担割合68・55%で計算すると22億7116万5000円となる。

国民健康保険の税引き上げや子どもの均等割の減免について

問

多くの運動により国民健康保険税の均等割が令和4年度から未就学児が50%減免される。町独自の取り組みとして対象年齢を18歳まで繰り上げる取り組みが出来ないか。

また、国保税の限度額が今年も引き上げられ合計で99万円となる。この5年間で14万円の引き上げ、公共料金でこんな引き上げはない。暮らしを守るためにもやめるべき。町長の見解は。

答 町長

子どもの均等割については、令和4年度から未就学児を対象に5割軽減となる。減免制度の前倒しについては、全額町の負担となることから国に準じて令和4年度から実施したい。18歳までの拡充、均等割の廃止については要望を引き続きしていく。限度額の引き上げについては多くの自治体が引き上げていることから、今回提案した。

学校教育について

問

文科省から「放射線副読本」が小中高に配布されているが、次の問題点が指摘され回収した自治体もある。放射線が人工的なものと自然界と同じに扱うのはおかしく、食品基準値の国際比較についても比較の前提がおかしいと指摘されている。教育長の見解は。

答 教育長

指摘のとおり問題点が明らかになったなら修正を求めていきたい。



坂井 美穂 議員

誰ひとり残さない地域包括ケアシステムの構築へ

町長 高齢者福祉サービスの向上により一層努める

問

地域包括ケアシステムの構築へ向け、以下を問う。

- ①介護予防サービスの充実。
- ②通いの場や健康教室の拠点の創出。
- ③ケアラー（家族などを無償で介護している人）の実情把握とその支援。
- ④現在のデイサービスセンターの経緯と今後の改善点などの検討。
- ⑤家族介護慰労金支給事業の現状。
- ⑥俱知安町高齢者福祉サービスの更なる周知の検討。

答 町長

- ①介護予防、日常生活支援総合事業を推進するとともに、地域のボランティア活動や生活支援コーディネーターを活用し、人材の発掘を図り、助け合いの仕組みづくりを進める。理学療法士などに技術的助言をいただき、地域における介護予防の取り組み及び介護従事者の資質の向上を強化。認知症サポーター養成講座の開催の充実を図る。
- ②生活支援コーディネーターを活用して協議体制を構築し、地域ごとにおける拠点づくりを推進。
- ③ケアラーの実情把握は、第8期の後志広域連合介護保険事業計画の際にアンケート調査を行っている。介護者からの相談対応や情報提供、適切な介護サービスの提供に結びつけ負担軽減に努めていく。
- ④俱知安町老人デイサービスセンターは、平成8年に開所。今後の改善点は、主に集団による一体的な活動から個々の状態に合った活

動を多く取り入れる必要性がある。

- ⑤家族介護慰労金支給事業については過去10年間の実績がなく、今後見直しを検討。
- ⑥周知方法の更なる工夫の検討とともに、介護サービスの利用に繋がらない方の状況を確認。

新型コロナウイルスワクチンの接種体制について

問

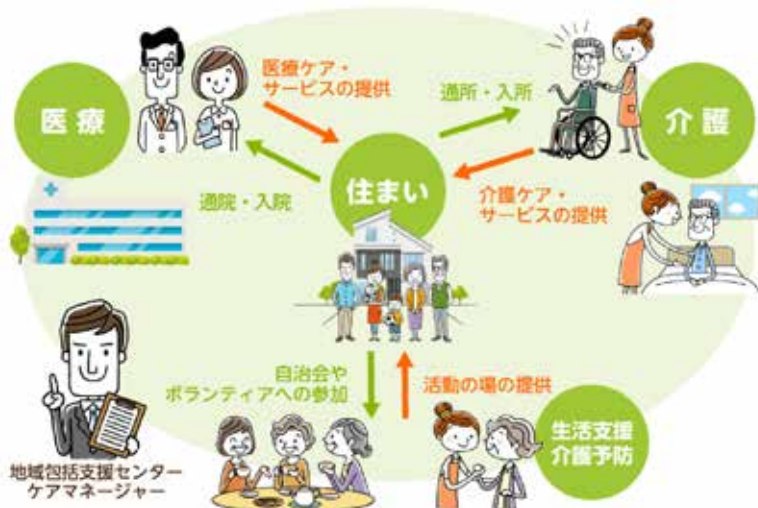
- ①介護従事者への優先接種。
- ②住民票があるが、現在住んでいない町民への接種の対応。

- ③住民登録していない町内在住者への接種の対応。（帰国困難な外国人等）
- ④1回目の接種後に転出した町民への次回接種への引継ぎ。

答 町長

- ①介護従事者への優先接種は高齢者施設の従事者についても同時に実施していく。
- ②居住実態のある市町村で受けることが可能。本町で住所外接種届出済証の発行を受け、接種券とともに持参。
- ③接種券や先程の届出済証の発行をどこの市町村からも受けられない場合、居住実態のある市町村に申請を行うことで接種券の発行を受けることが出来る。
- ④現在、接種を受けた方の情報を全国で記録する国のシステムであるワクチン接種管理システムにより、2回目接種の際に転出先の

地域包括ケアシステムのイメージ



市町村が1回目の情報を確認することができ。

問

- ①居宅サービスの従事者への優先接種は考えてないのか。

- ②医療機関での接種をミックスさせる接種体制の検討。

答 町長

- ①居宅支援サービスのスタッフへの優先接種は検討していきたい。
- ②集団接種を基本に進めているが、医療機関との連携の中で個別接種が可能か検討。

常任委員会報告

総務常任委員会

1. 所管事項

庶務／税財政／防災／財産及び施設／職員の給与／出納等／町議会／その他総務課、総合政策課、及び税務課に関する事／他の常任委員会に属さないこと

2. 委員構成（5名）

委員長	田中 義人	副委員長	笠原 啓仁
委員	古谷 眞司	委員	波方 真如
委員	鈴木 保昭		

■ 町税条例等一部改正の専決処分について

新型コロナ禍における納税措置等の延長など下記の内容が報告されました。

- ① 固定資産税負担調整措置を令和5年度まで延長
- ② 個人住民税の住宅ローン控除の延長
- ③ 軽自動車の環境性能割、種別割の特例

■ 町税の減収について

町民・法人税、固定資産税、宿泊税などの町税が6,400万円程度減収となる見込みが報告されました。内容は、およそ3億円の税収を見込んだ宿泊税が新型コロナウイルスの影響で7,000万円程度の税収に止まることがことが主な原因。

■ 新型コロナウイルス感染拡大防止緊急対策について

感染拡大防止策の啓蒙活動が主になっている町に対して、総務常任委員会での提言により、下記の具体事業が実施されています。

① PCR検査キット配布事業

飲食店・酒類販売業者、宿泊事業者、高齢福祉事業者の従事者で、希望者配布用として合計3,000個の検査キットを用意。

※実績としては検査数およそ1,500

② 自宅待機応援パック事業

検査陽性者等で、保健所から自宅待機の要請を受けている方へ食料品を詰め合わせたパックを自宅へ届ける事業。

■ 郊外地域デマンドバス運行実証事業について

令和3年8月、令和4年1月の各1カ月間の予定で北部地域など公共交通機関が希薄なエリアを対象に、予約制デマンドバスの試験運行を行います。運賃はじゃがりん号と同様100円の予定で、バス停は病院やスーパーなど多めに設定されています。

ハイエースクラスのワゴンバスを2台運行させる予定で、通院や買い物の足としての利用が予想されます。学生の通学には利用出来ませんが、土日の部活動などには利用できるよう調整されています。

厚生文教常任委員会

1. 所管事項

民生安定／保健衛生／墓地等／学校教育及び社会教育／その他住民環境課、福祉医療課及びこども未来課の所管に関する事

2. 委員構成（5名）

委員長	小川 不朽	副委員長	坂井 美穂
委員	富田 竜海	委員	森下 義照
委員	作井 繁樹		

■ 新型コロナワクチン接種について

令和3年3月2日に本町におけるワクチン接種の体制整備について、4月19日にはワクチン接種に係る全体スケジュールについて福祉医療課より本委員会に説明を受けました。

- ① 医療従事者…北海道より連絡等あり次第、順次接種
- ② 高齢者(65歳以上)…5月中旬から(予定)1回目の接種開始。6月中旬から(予定)2回目の接種開始。
- ③ 基礎疾患を有する方…5月以降、接種券の送付。6月以降、接種券の日程案内を送付。
- ④ 高齢者施設等の従事者…各施設と日程など別途協議。
- ⑤ 60～64歳、16～59歳の方…6月以降、接種券の送付。7月以降、接種券の日程案内を送付。

なお、集団接種は世代交流センターを会場に実施となります。



集団接種会場「世代交流センター」

■ 学校施設長寿命化計画の策定

令和3年4月28日に教育委員会学校教育課から「俱知安町学校施設長寿命化計画(2021～2030年度)」が本委員会にて示され質疑をしました。

本計画は本町小中学校は既に築年数を30年以上も経過し、老朽化によるリスクや維持管理費の増大、改修などの課題を抱えている状況にあり、厳しい財政状況が続く中で更なる人口減少等により公共施設などの利用需要の変化の予想を踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより財政負担を軽減・平準化し、公共施設等の最適な配置を実現する必要があるとしています。

■ 保育人材確保一時金給付事業

令和3年3月30日に福祉医療課(こども未来課)より「令和3年度町保育人材確保一時金給付事業」の詳細について説明を受けました。

町内の認可保育所、認定こども園、放課後児童クラブ、児童館等に保育士として勤務する方に「保育人材確保一時金」を給付することにより、町内の認可保育所等に勤務する保育人材を確保することを目的としています。



経済建設常任委員会

1. 所管事項

農業／商工業／林業（町有林を除く）／畜産業／観光／土木／建築／都市計画／その他農林課、観光商工課、まちづくり新幹線課、建設課及び水道課の所管に関する事

2. 委員構成（5名）

委員長	木村 聖子	副委員長	門田 淳
委員	森 禎樹	委員	原田 芳男
委員	佐藤 英俊		

委員会開催は下記のとおり

(令和3年2月から令和3年4月まで)

2月9日、3月1日、8日、17日、23日、4月19日

(計6回)

本委員会は月2回を定例開催とし、必要に応じて随時開催し調査をしています。

■ 水道課所管事項

① 比羅夫5号井戸の水質の状況について

担当課よりひらふの水不足に対応するために掘削が行われている比羅夫5号井戸より基準値を超えるマンガンが検出されたと報告を受けましたが、取水を続けることにより数値が下がり改善が見込まれたため、令和3年度においても取水を続けると報告を受けました。

② 水道事業の収支計画について

担当課からは今後の水道事業運営審議委員会の議論やスケジュール、水道ビジョン及び経営戦略を基に方向性を決定していくと報告を受けました。

なお、水道利用加入金の改正や水道料金の見直しについては、中間方向も踏まえ本委員会へ逐次報告されることとなります。

■ 建設課所管事項

① 一般町民用臨時雪捨場の設定について

今年の大雪の影響により琴平雪捨場の堆雪量が限界に達したために2月23日に閉鎖され、一般用堆雪場は2月25日から旧東陵中学校グラウンド臨時雪捨場に変更すると報告を受けました。

② 町道温泉郷線調査について

道路環境の向上を図る上でどのような対応が可能なかを検討する調査を実施し、ロードヒーティングを仮に施工すると総額で12億円を超える多額の費用が掛かるとの報告を受けました。

■ 観光課所管事項

スノーリゾート誘客・集客事業について

新型コロナ対策事業の取り組みと状況について報告を受け、委員からはコロナ禍の収束が見通せない中なので、引き続き令和3年度以降も小中学生に対するリフト券の配布を検討できないかなどと質疑がされました。町としては社会教育分野とも協議して検討を進めていきたいとの回答がされました。

■ まちづくり新幹線課所管事項

令和3年度における町の経済支援事業について

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した下記の事業を令和3年度に行うと報告を受けました。

- ・ 地元のお店応援クーポン発行事業交付金
- ・ 俱知安町新型コロナウイルス対策信用保証料助成金
- ・ くっちゃん経営持続化支援金
- ・ 俱知安町感染予防対策備品購入補助金 など

特別委員会報告

議会に関する特別委員会

本特別委員会では前年度に引き続き、ペーパーレス化や委員会のオンライン化も含めた議会のICT化について議論を深めました。

なお、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の状況も鑑み、オンラインでの行政視察についても積極的に実施していく試みについて各委員間で議論がされました。

また、今後の状況も勘案しながら、議会報告会についてもオンラインでの実施についても検討を進めていきます。



リモート出席も併用し、本年度の活動について議論を行いました

議長室から こんにちは



議長 盛多 勝美

本年4月21日の第3回臨時会をもって役場旧庁舎議場での最後の本会議が終わりました。55年間の歴史を噛み締め、感謝の意を込めてお別れをさせていただきました。5月6日には役場新庁舎が開庁しました。環境も新たに再スタートといった気持ちを役場職員・議員共々感じたところであります。

1階には住民窓口をはじめ、これまで保健福祉会館内に配置されていた福祉医療課も役場新庁舎に配置されるなど、来庁される方々の利便性に配慮されたものと感じております。

また、3階には新しい議場のほかに来庁者の皆様に開放された展望テラスがありますので、来庁の際には是非お立ち寄りいただければと思います。

最後になりますが、引き続きご自身のみならず、大切な人を守るという想いを忘れず、普段の行動に留意していければと思います。新型コロナウイルス感染症が収束した日常生活を切に願い、ともに頑張りましょう。

役場新庁舎に是非お越し下さい！（令和3年5月6日 開庁）

令和3年5月6日に役場新庁舎の開庁式が行われました。3階には展望テラス・議場・傍聴席（バリアフリー対応）・議員控室・議会事務局が配置されています。展望テラスは来庁者の皆様に開放された空間となっておりますので是非お立ち寄り下さい。

なお、議会傍聴の際には新庁舎にはエレベーター・車椅子専用スペースの傍聴席が設置されていますので車椅子の方でもお越しになれます。



来庁者の皆様に開放された「展望テラス」（役場庁舎3階）



新庁舎議場内（左）と車椅子の方にも対応した傍聴席（右）

町民の広場

地元への思いや新たな発見



みまた いちろう
已亦 一郎 さん（53歳）

職業：飲食店経営

倶知安に帰り家業を継いで30年近くが経ちました。これまでに青年会議所をはじめ、まちづくりや行政の会議にも参加させていただきました。

私自身は仕事の為の帰郷でしたので、地元に対する思い入れや愛着を強く持っていた訳ではありませんでした。そんな私でしたが、さまざまな職業・役職の方々と共に活動させていただく中で、地元への思いや新たな発見をさせていただきました。

今シーズン、街の中では新型コロナウイルスの影響で休業する店舗や空き家になっている所も多く、日常生活に支障をきたす程の状態となっていました。交差点付近では事故も増えていました。駅前通りに関しては排雪を行っていましたが、来シーズンも新型コロナウイルスの終息が見込めない場合は同じ状況を繰り返すこととなります。

その中で、言ったもの勝ち、やらないもの勝ちの不公平感を感じたこともありました。今後はどのような対応になるのか明確な説明が必要だと思います。

近年の変貌は想像を超えるスピードで進み、以前に言われていた街と山の隔たり以上に国際化と大規模開発により、町自体の部外者感を感じてしまいます。させないための規制や制度を作っても、将来像やビジョンを共有出来るものにならない限り、説得力のないその場対応になり、グレーゾーンのいたちごっこになるのではないのでしょうか。強い実効性のあるローカルルールが必要だと思います。

もう10年程で新幹線の開業と高速道路の開通も迫ってきます。倶知安の魅力を町民が感じられて伝えられるものにしていかねばならないと思います。

議会を傍聴してみませんか？

議会は倶知安町役場庁舎3階の議場にて行われています。（定例会は3月・6月・9月・12月の年4回）

議会を傍聴する際には、受付票に氏名等を記入して投函してから傍聴席へお入り下さい。

なお、傍聴の際にお子さまをお連れの方は事前に議会事務局までご連絡をお願いします。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、傍聴の際には**マスクの着用**にご協力をお願いします。

連絡先

TEL 議会事務局（直通）：0136-56-8016

E-mail gikai@town.kutchan.lg.jp

第2回定例会は**6月7日（月）**から開会の予定です。

編集後記

倶知安もようやく新緑の頃を迎えました。

入園・入学や進学、そして就職など新たな生活を始められた方も多いのではないのでしょうか。

役場新庁舎も完成し、5月6日より使用開始されました。議会が入る3階には、羊蹄山やニセコ連峰が一望できる展望テラスができました。学生さんの読書や自習、お母さん達の会合など、気軽に利用していただけますので一度立ち寄ってみて下さい。

5月中旬から65歳以上の方からワクチン接種が順次始まります。海外ではワクチンの効果が認められておりますので、1日も早く通常の生活が戻ることを切に願います。

広報委員 / 田中 義人